

高校生向け多様な働き方実践企業広報事業 業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を委託候補者の企画提案内容に合わせて修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

高校生向け多様な働き方実践企業広報事業業務

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日

3 目的

高校卒業後就職を希望している高校生とその保護者に、働きやすい職場として「多様な働き方実践企業認定制度」と認定企業を紹介するガイドブックとチラシ等を作成・配布することで、就職先を選択する際のひとつの選択肢として多様な働き方実践企業を認識してもらう。

4 業務委託の内容

(1) 高校生向け「多様な働き方実践企業」ガイドブックの制作

高校卒業後就職を希望する高校2年生及び3年生の進路指導に活用してもらうため、定期的に高校新卒生を採用している又は今年度以降採用を予定している認定企業の情報を集めたガイドブックを作成する。ガイドブックは3年程度使用することを想定し、求人情報など短期間で変わることが予想される情報は掲載しない。

ガイドブックは進路指導室やクラス共有図書として利用し、生徒個人はガイドブックを電子化したものをスマートフォン等で利用することを想定している。ガイドブックの電子化は県が実施^(※注)するが、電子化されたガイドブックへの誘導ページを作成する。

(※注) 電子化したガイドブックはブックシェルフ埼玉への掲載を予定している。

ブックシェルフ埼玉：<http://saitama.bss-net.jp/index.html>

ア ガイドブック掲載内容等の概要

ガイドブックに掲載する内容等の概要を下記のとおり示す。

各掲載内容は、現在県が想定しているものであり、受託者の企画提案内容に基づき、

変更する可能性がある。

(ア) 巻頭特集 高校生の就活に役立つ情報集

これから本格的に就職活動を始めると高校生のに向けて、事前に知っておきたい知識等を紹介するページを作る。

- ・高校生の就活スケジュール、事前に準備しておくべきこと
- ・求人票の見方、労働法の基礎知識
- ・事務職、営業職など職種の解説
- ・フレックスタイムなど、企業で導入している制度の解説
- ・自己分析シート
- ・適職診断などの就活に役に立つサイトのリンク集
- ・本ガイドブックの使い方、多様な働き方実践企業認定制度の紹介 等

(イ) 認定企業情報ページ

求人票からではわからない認定企業の情報を掲載する。高校生が親しみやすく、企業の雰囲気やその企業でできる働き方のイメージを掴めるよう、デザインや内容に配慮すること。

- ・企業からのメッセージ
- ・企業の働きやすいポイント
- ・企業が求める生徒像（どんな人が向いているか、社になじむ人物像等）
- ・仕事をしている様子など、企業やその仕事の雰囲気がわかる写真 等

イ ガイドブックの制作工程

ガイドブックの制作に必要な企画・情報収集、原稿作成、納品までを行う。

(ア) 認定企業の情報収集

- ・多様な働き方実践企業に原稿作成用の様式の提出を依頼し、提出のあった企業について認定企業情報ページを作成する。
- ・企業に提出を依頼する様式については、企画提案の内容も踏まえて県と協議の上決定するが、写真を含め1社につき10～15項目程度を想定している。
- ・認定企業の連絡先等の情報は県から提供する。
- ・掲載企業数は200社程度を想定している。
- ・掲載企業には、高校新卒生の採用を行っていることを確認するために、原稿のほかにハローワークに登録済みの高卒用求人票の提出を求める（未提出の場合の再提出依頼を含む）。

(イ) 掲載原稿の制作

- ・上記（ア）で収集した情報に基づく「認定企業情報ページ」と、巻頭特集の原稿

を執筆すること。

- ・認定企業情報ページは必ず1企業につき1ページとし、レイアウトやデザインは各企業共通のものとする。
- ・高校生が読みやすく親しみやすい誌面となるよう工夫し、デザイン、レイアウトすること。
- ・特定の業界で用いられる専門用語は避けるなど、高校生が読んで理解しやすい内容となるよう監修すること。
- ・原稿は県と企業に提示し、双方が校了の判断をするまで校正すること。

(ウ) 電子化したガイドブックへの誘導ページの作成

- ・「埼玉県働き方改革ポータルサイト (<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/>)」内に、生徒が自ら就職活動に向けた準備をする際に役立つサイト情報や、巻頭特集からの抜粋等を掲載し、電子化したガイドブックへの誘導を図る。同ホームページは、埼玉県ホームページ管理システム（CMS）を使用しているため、テンプレートを使いページを作成する。
- ・文字だけでなくイラスト等を使用し、高校生がガイドブックに興味を持つページとなるよう工夫すること。
- ・サイト編集時に必要なアカウント情報等は県から提供する。
- ・編集案は県に提示し、県が校了の判断をするまで校正すること。

(エ) 学校内掲示用チラシの作成

- ・(ウ) で作成した電子化したガイドブックへの誘導ページを生徒自身のスマートフォン等から閲覧できるよう、QRコードを掲載したチラシを作成する。チラシは県立高校の各クラスに1枚ずつ掲示することを想定している。
- ・原稿は県に提示し、校了の判断をするまで校正すること。

ウ ガイドブックの仕様

上記イで制作した原稿をもとに印刷する。印刷仕様は以下のとおりとすること。

- ① 規格 A列5判
- ② 色数 表紙・巻頭特集 4色刷
認定企業情報ページ 2色刷
- ③ 刷面 両面
- ④ 用紙 表紙 マットコート紙菊版 93.5kg
巻頭特集・認定企業情報ページ コート紙菊版 50.5kg
- ⑤ 製本 あじろ綴じ
- ⑥ 部数 800部

- ⑦ インクは、ベジタブルインク等環境に配慮したものを使用すること。
- ⑧ 校正は原則、文字校正2回、色校正2回とするが、県が校了と判断するまで校正する場合がある。
- ⑨ 原則として、以下の事項を記載すること。
 - ・「彩の国 埼玉県」
 - ・埼玉県の県章
 - ・多様な働き方実践企業シンボルマーク

エ ガイドブックへの誘導ページの内容

県と協議をしながら、以下の①から③を実施する。

- ① 「埼玉版働き方改革ポータルサイト」内に、卒業後就職を希望する高校生向けページを作成する。
- ② 作成するページ数は1ページ以上とする。最終的には県と協議の上、掲載内容に応じて決定する。
- ③ 掲載内容は、基本的にガイドブックの巻頭特集に掲載する内容を再編集したものを想定している。また、ガイドブックが掲載されているブックシェルフ埼玉のページへのリンクを必ず掲載すること。
- ④ 作成ページ公開後、必要に応じて県が納品データの内容を編集する場合がある。

オ 掲示用チラシの仕様

- ① 規格 A列4判
- ② 判式 フィルム版（CTP可）
- ③ 色数 4色刷
- ④ 刷面 片面
- ⑤ 用紙 コート紙A版 57.5kg
- ⑥ 製本 化粧裁ち
- ⑦ 部数 2,000部
- ⑧ インクは、ベジタブルインク等環境に配慮したものを使用すること。
- ⑨ 校正は原則、文字校正2回、色校正2回とするが、県が校了と判断するまで校正する場合がある。

(2) 保護者向け「多様な働き方実践企業認定制度」チラシの制作

子どもの就職先のひとつとして「多様な働き方実践企業」を認識してもらえるよう、保護者に向けて多様な働き方実践企業の魅力をPRするチラシを制作する。

なお、チラシは主に保護者会や保護者面談で学校から配布することを想定している。

ア チラシの制作

チラシの作成に必要なデザイン、原稿制作、納品までを行う。

チラシの内容は県から支給の文言やロゴマーク、企画提案の内容を踏まえて県と協議の上決定するが、以下の項目について盛り込み、データを制作すること。また、保護者が安心感を持ち、興味を引く内容となるよう、デザイン・レイアウトを工夫すること。

- ・「多様な働き方実践企業認定制度」の概要
- ・多様な働き方実践企業検索サイト「Work Style Search in 埼玉」の紹介
- ・保護者に認定企業の魅力を訴えかけるキャッチコピー
- ・「彩の国 埼玉県」
- ・埼玉県の県章
- ・多様な働き方実践企業シンボルマーク

イ チラシの仕様

- ① 規格 A列4判
- ② 判式 フィルム版（CTP可）
- ③ 色数 4色刷
- ④ 刷面 両面
- ⑤ 用紙 コート紙A版 57.5kg
- ⑥ 製本 化粧裁ち
- ⑦ 部数 10,000部
- ⑧ インクは、ベジタブルインク等環境に配慮したものを使用すること。
- ⑨ 校正は原則、文字校正2回、色校正2回とするが、県が校了と判断するまで校正する場合がある。

(3) その他

- ・成果品は、県に関連するホームページ及び広報物で使用することがある。
- ・本業務により制作された成果品及びイラスト等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は埼玉県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を仕様した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

- ・本仕様書の解釈に疑義が生じた場合及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議し、指示を受けること。

5 成果物の納品等

(1) 成果物

ア 高校生向け「多様な働き方実践企業」ガイドブック

- ・印刷物、印刷用版下データ、PDF ファイルを県へ納品すること。
- ・印刷物については、県立高等学校139校へも1部ずつ納品すること。
- ・県立高等学校への納品時には、県作成通知を1部同封すること。
- ・印刷用版下データの形式は、一般的な印刷用機械で印刷できる汎用性の高いものとする。

イ 電子化したガイドブックへの誘導ページ

- ・実施内容を取りまとめた報告書1部と、その電子データを作成し県へ提出すること。
- ・報告書の内容については、事前に県の確認を受けること。

ウ 掲示用チラシ

- ・印刷物、印刷用版下データ及びPDF ファイルを県へ納品すること。
- ・印刷用版下データの形式は、一般的な印刷用機械で印刷できる汎用性の高いものとする。

エ 保護者向け「多様な働き方実践企業認定制度」チラシ

- ・印刷物、印刷用版下データ及びPDF ファイルを県へ納品すること。
- ・印刷用版下データの形式は、一般的な印刷用機械で印刷できる汎用性の高いものとする。

(2) 納品期限

ア 高校生向け「多様な働き方実践企業」ガイドブック

イ 電子化したガイドブックへの誘導ページ

令和5年3月上旬

ウ 掲示用チラシ

エ 保護者向け「多様な働き方実践企業認定制度」チラシ

令和5年3月下旬

6 業務従事者及びスケジュール

本委託業務に従事する者について、業務管理、関係者との連絡調整、原稿執筆、

デザイン、監修など業務従事体制とそれぞれの役割、スケジュールを明確にし、事前に県に報告すること。

7 留意事項

- (1) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負う。
- (2) 受託者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導・教育を徹底する。
- (3) 受託者は、本業務において配置したすべての者に関して、県及び外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (4) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (6) 本業務にかかる経費は、本仕様書において県が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。
- (7) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に県へ報告する。
- (8) 本業務が完了した際は、作成した資料一式を編纂し、県に提出すること。
- (9) 本仕様書に定めるもののほかに疑義が生じた場合はその都度県と協議して決定する。
- (10) 本仕様書に定めるもののほか、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。

8 委託契約額の支払

- (1) 本業務の実施に当たり、委託料により発生した収入がある場合は、県に返還しなければならない。
- (2) 委託料に不足が生じた場合であっても、県は不足額を補填する義務を負わない。